

議会基本条例を検証しました！

大洲市議会基本条例は、本市議会における最高規範に位置づけられるもので、議会活動の基本的事項を定め市民福祉の増進と市政の発展に貢献することを目的として、平成28年9月に制定されました。

このたび、本条例の規定に基づき条例の達成状況を検証するため、議会活性化特別委員会において計9回にわたる委員会を経て、次のとおり検証結果をまとめ、議長に提出しました。

この結果を踏まえ、本条例の目的達成のためさらに努力してまいります。

◆検証の対象期間

平成29年10月から令和元年8月まで

◆検証体制

議会活性化特別委員会 9名



◆検証方法

大洲市議会基本条例の検証に関する実施要領により検証を行った。

- ① 原則として条文ごとに検証を行う。
- ② 「基本条例議員評価シート」により、この条例の目的を議会として達成できているか各議員で評価し、その結果を議会活性化特別委員会で「基本条例検証シート」を用い検証する。
- ③ A（達成）、B（一部達成）、C（未達成）、D（未着手）の4段階で評価し、評価後の取り組みや今後の課題及び改善策を検討する。

◆検証結果

本検証においては、検証対象外を除き約8割の条項が達成または一部達成しているという評価であり、本市議会が条例の趣旨に即して一定の活動ができていると評価できる。今後は、検証で出された課題や改善策について、達成に向けて検討していく必要がある。

評価の段階	項目数
A：達成 … 概ね（8割程度）その目的を達成したもの	2
B：一部達成 … 一部（5割程度）その目的を達成したもの	12
C：未達成 … 目的を達成できなかったもの（3割以下）	2
D：未着手 … 全く取り組んでいない	0

評価後の取り組み	項目数
1：現行 … 条文に従いこれまでどおり取り組む	2
2：検討 … 達成に向けて今後の取り組みを検討する	14
3：改正 … 条文の改正を検討する	0
4：その他	0

※検証結果の詳細は、[大洲市議会ホームページ](#)でご覧いただけます。